

令和 5年 2月 2日  
東北地方整備局**第4回 東北生態系ネットワーク推進協議会を開催します**

○東北生態系ネットワーク推進協議会では、多様な主体による連携・協働のもと、生きものをシンボルとした水辺の保全・再生の取組みを推進し、良好な水辺を活かした流域の魅力向上、地域の活性化につなげていくための検討を進めています。

○コロナ禍により3年振りの開催となる今回は、流域治水やグリーンインフラの視点も加えた新たな展開を目指し、有識者等から意見や助言をいただく予定です。

1. 日 時 令和 5年 2月 6日（月）13:30～15:30（開場13:00）

2. 会 場 東北地方整備局 13階 水災害予報センター  
（仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟）

3. 議 事 （1）東北生態系ネットワーク推進の経緯・活動状況  
（2）東北生態系ネットワーク推進に関連した話題提供  
（3）今後の進め方  
（4）その他

4. 取材について

受付については13時00分から行います。

報道関係者の席を用意しております。なお、カメラ撮りは会議の冒頭のみ（議題に入るまで）とさせていただきますので、議事進行等にご協力をお願いいたします。

※今般の新型コロナウイルスの状況を踏まえ、取材は各社最小限の人数とし、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策にご協力をお願いします。

5. 一般傍聴について

一般の方で委員会の傍聴を希望される場合は、事前に申し込みをお願いします。

会場の都合上先着10名程度を定員とさせていただきます。

※「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策にご協力をお願いします。

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会、青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ>

<問い合わせ先・お申し込み先>

国土交通省 東北地方整備局

河川部 河川環境課 課 長 やぎ 八木（内線 3651）

建設専門官 いし い 石井（内線 3652）

電話：（代）022-225-2171 F A X：022-215-3754

会場案内図

至山形

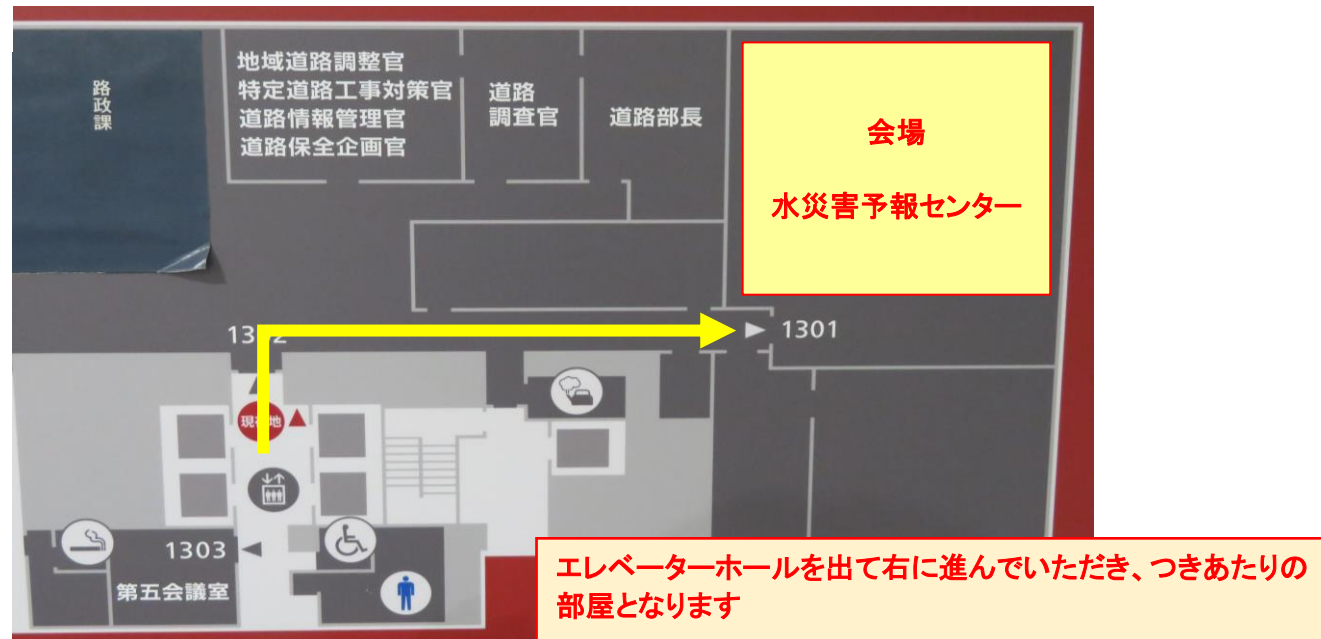


※地下鉄(南北線)勾当台公園駅北2出口より徒歩3分

●1Fフロア図



●13Fフロア図



# 東北生態系ネットワーク推進協議会 規約

## (名称)

第1条 本組織は「東北生態系ネットワーク推進協議会」（以下、協議会という）と称する。

## (目的)

第2条 東北の河川流域の多様な主体との連携・協働のもと、健全な生態系のシンボルとしての大型水鳥類等を指標とする、河川を基軸とした広域の生態系ネットワークの形成を通じて良好な水辺環境の保全・整備を進め、その成果を活かした地域の魅力向上や持続可能な地域振興を図る。

## (協議事項)

第3条 協議会では主に、東北における河川を基軸とした広域の生態系ネットワークの形成に資する以下の事項について協議する。

- (1) 水辺環境の保全・再生の方策、その成果を活かした持続可能な地域振興の方策、それらを通じた東北の魅力や価値の向上
- (2) 東北全域を対象とする基本計画の検討・策定及び見直し
- (3) モデル地域等における取組状況の把握、取組みの推進に関する助言、情報の提供及び発信等の支援
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

## (委員)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし必要に応じ、協議会の議決を経て委員を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委嘱があった日から翌年の年度末までの2年間とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長の設置)

第5条 協議会には座長1名を置く。座長は、委員の互選によって選任する。

- 2 座長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 座長に事故等があった時には、協議会に属する委員の互選により職務代行者を選任する。

## (オブザーバー)

第6条 協議会にはオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、座長から発言を求められた際に、意見等を述べることができる。

(協議会の招集)

第7条 協議会は、座長が召集、議事を進行する。

2 協議会は、委員の2分の1の出席をもって成立する。なおやむを得ない理由で委員が協議会に出席できない場合は、代理出席を認める。

3 協議会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(流域協議会等の設置)

第8条 本規約の第2条に掲げる目的を具体的に推進するために、水系単位での取り組みを検討・推進する流域協議会等の組織を置くことができる。

2 新たに設置する組織の名称や協議事項、構成、運営上必要な事項等については別途定めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、国土交通省 東北地方整備局 河川部 河川環境課に置く。

(会議の公開)

第10条 協議会の会議は原則として公開する。ただし、野生動植物の保護や個人情報保護の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規約は、平成29年12月14日から施行する。

# 東北生態系ネットワーク推進協議会 委員

令和5年2月現在

	氏名等 ※順不同、敬称略	所属・役職
有識者	東 信行	弘前大学農学生命科学部長
	呉地 正行	日本雁を保護する会 会長
	佐々木 幹夫	八戸工業大学 名誉教授
	平山 健一	岩手大学名誉教授
	宮原 育子	宮城学院女子大学 現代ビジネス学部 教授
連携自治体首長	倉光 弘昭	青森県つがる市 市長
	伊藤 康志	宮城県大崎市 市長
関係機関、企業等	渥美 雅裕	一般社団法人 東北地域づくり協会 理事長
	小野 晋	一般社団法人 東北経済連合会 常務理事
	村上 直樹	一般社団法人 日本自動車連盟 東北本部 事業部長
	紺野 純一	一般社団法人 東北観光推進機構 理事長
	今野 俊宏	株式会社 河北新報社 取締役 編集・防災教育担当
関係行政機関	川村 文洋	農林水産省 東北農政局 農村振興部長
	田村 省二	環境省 東北地方環境事務所 所長
	板屋 英治	国土交通省 東北地方整備局 河川部 部長